技能実習適正化支援センター
Technical Intern Training Support Center

TITSC NEWSLETTER 2024 年 12 月号 E-mail: info@titsc.org

技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邉です。

12 月 2 日より健康保険証の新規発行が停止されます。マイナンバーカードやスマホとの関係など、今後の実際の運用に注意を払っていく必要があります。技能実習や特定技能の外国人も健康保険（国民健康保険）に加入しているため、今回の変更を受け「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」が改正されています。これまでも納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されるとしていますが、今回の改正で「国民健康保険料など、法令によって納付することとされているものについて、高額の未納や長期間の未納などが判明した場合も、悪質なものについては同様に取り扱います」と明記されました。健康保険（国民健康保険）の加入は法律で義務付けられています。在留資格の変更・在留期間の延長が許可されなくなることが想定され、適正な取扱いに一層配慮する必要があります。

■ 健康保険の未納で在留資格の変更・在留期間の延長が許可されなくなる！？

1. 出入国在留管理庁は「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」を定めています。許可の判断をするにあたっての要件、考慮要素などを次のとおりとしています。

（ア） 行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること
（イ） 法務省令で定める上陸許可基準等に適合していること
（ウ） 現に有する在留資格に応じた活動を行なっていたこと
（エ） 素行が不良でないこと
（オ） 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること
（カ） 雇用・労働条件が適正であること
（キ） 納税義務等を履行していること
（ク） 入管法に定める届出等の義務を履行していること

2. ガイドラインの改正（健康保険証との関連等）

ガイドラインは、2024 年 10 月に改正されました。2020 年 2 月改正の従前ガイドラインと比較して、健康保険証の発行廃止等に関連して次のような説明が付け加えられています。

- 申請時に窓口において提示を求められる健康保険証について、「令和 6 年（2024 年）12 月 2 日、健康保険証の発行が廃止されることから、同日以降、健康保険証を所持していない者については、スマートフォン等によるマイナポータルの「視覚情報」画面の提示、「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」の提示を求めます」。
- 上記 1（キ）に関連して、今回の改正で「国民健康保険料など、法令によって納付することとされているものについて、高額の未納や長期間の未納などが判明した場合も、悪質なものについては同様に取り扱われます」。

3.　健康保険証の新規発行停止

- ガイドラインにおいても言及のある健康保険証の新規発行停止について、石破総理は 11 月 29 日の衆参両院本会議での所信表明演説で「来月二日には健康保険証の新規発行が終了します。マイナ保険証の利用を促進しつつ、お持ちでない方には資格確認書を速やかにお届けすることで、これまでどおり診療が受けられるようにしています。国民の皆様の不安には迅速に応え、丁寧に対応するというのが私の考えです」と述べています。
- 上記の総理の所信表明演説にあるとおり、健康保険証の新規発行停止により診療が受けられなくなるわけではありません。また、健康保険証が申請時に窓口で提示できないことが、在留資格の変更または在留期間の更新の不許可に直結するわけではありません。

■ コラム：年末年始の営業

弊センターは、年末年始も休まず元気に営業しています。技能実習や特定技能の外国人にとって年末年始は、日本の文化を体験できる特別な機会です。他方、トラブルは年末年始に関係なく起きます。弊センターは、年末年始の想定外のトラブルにも備え、監理団体などのサポートを強化しています。フィリピン人などに多いキリスト教の人にとっては、クリスマスも大切な行事です。今年のクリスマスと年末年始が皆さまにとって素敵な日々でありますように。Merry Christmas & 良いお年をお迎えください。

~~~
~~~